

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和5年7月21日から同年11月21日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年7月21日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ新南陽店
所在地 周南市政所二丁目2番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社西南企画	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	豊田 洋介

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社西南企画	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	辻 正道	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社西南企画	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	豊田 洋介	令和5年3月1日 代表者変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

別紙のとおり

○変更後

別紙のとおり

4 届出年月日

令和5年7月12日